

令和7年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和7年12月4日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	久保 茂樹		
総 務 部 長	吉田 一弘	住 民 生 活 部 長	勝井 顯
事 業 部 長	廣瀬 好郁	理 事	池田 佳永
教 育 次 長	溝本 貴宏	会 計 管 理 者	富士 青美
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	藤岡 征章	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	西田 淳二	健康福祉推進室課長	井上 育久

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉岡 さとこ	議会事務局リーダー	吉田 裕一
----------	--------	-----------	-------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 行政報告
- 第 4 議案第 1 号 安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 4 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 5 号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 号 安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 7 号 安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 9 号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 令和 7 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について
- 第 14 議案第 11 号 令和 7 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 2 号）について
- 第 15 議案第 12 号 令和 7 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について
- 第 16 議案第 13 号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 第 17 発議第 1 号 安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について
- 第 18 発議第 2 号 新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査と医療体制の整備を求める意見書

開 会
午前１０時００分

議長（近藤晃一） おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（近藤晃一） 只今から、令和７年第４回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は９名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 今日は本格的な冬の訪れを感じる天候となり、また、慌ただしい年の瀬に近づいてまいりました今日この頃でございますが、令和７年第４回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件でございますが、議案が１３件でございます。

議員の皆様に御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まず、議案第１号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」でございます。町が執行する選挙において、一定の範囲で地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する、選挙公営を実施するための条例を制定するものでございます。

次に、議案第２号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。議員のなり手不足の解消と近年の行政一般職給与改定の推移を踏まえ、議長・副議長・議員の報酬の改定を行うものでございます。

次に、議案第３号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。及び関連案件として議案第４号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。これまで支給がなかった、町長・副町長・教育長の地域手当を支給するための改正を行うものでございます。

次に、議案第５号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。条例の引用条の修正を行うものでございます。

次に、議案第６号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」でございます。安堵中央公園体育館に新たに空調設備を設置するにあたり、空調設備を使用する際の使用料を徴収するための改正を行うものでございます。

次に、議案第７号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。令和８年４月１日より「こども誰でも通園制度」が全国的に本格実施されるにあたり、同事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を新規制定するものでございます。

次に、議案第８号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」でございます。児童福祉法等の改正に伴い、所用の改正及び引用条の修正並びにその他文言の修正を行うものでございます。

次に、議案第９号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。安堵町一般廃棄物等管理事務所が、令和７年１０月１日から運用を開始したことから、近隣の市町村において実施している、町民等が自ら町の指示するところに家庭廃棄物を搬入できるように、安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を一部改正するものでございます。

次に、議案第１０号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）について」

でございます。総額5,061万9,000円の補正額でございます。主な内容としては、人事異動や人事院勧告に伴う人件費の補正予算、民生関係事業経費の国費・県費の額の確定に伴う返還金の補正予算、中家住宅復旧工事の計画変更に伴い町負担額が変更となったことからの増額補正予算等でございます。

次に、議案第11号「令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」でございます。財政安定化支援事業について、国保特別会計に一般会計から繰り入れる額が確定したことにより、当初予算より増額となるための増額補正でございます。

次に、議案第12号「令和7年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」でございます。要支援認定者及び事業対象者の増加により、介護予防・生活支援サービス事業費が、当初予算では不足するための増額補正でございます。

次に、議案第13号「天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約について」でございます。安堵町のし尿処理に関する事務委託について、令和8年4月1日から天理市環境クリーンセンターへの搬入及び処理に変更することに伴い、事務委託に関する規約の一部を変更するものでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細は、その都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（近藤晃一） はい。それでは、お手元の議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、8番 増井敬史議員、9番 森田瞳議員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１７日までの１４日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から１７日までの１４日間とすることに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第３「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 行政報告を行わせていただきます。

まずは、「防災減災を考える」に係る防災講演と災害ボランティアセンター設置・運営訓練についてでございます。「防災減災を考える」と題しまして、住民の皆様と防災・減災について考える機会として、２回のシリーズで講演と訓練を行いました。

シリーズ１として、１０月１２日日曜日に防災講演会をトーク安堵カルチャーセンターで開催いたしました。講師は、ＮＰＯ法人鬼無里共同作業所所長、この方は元・長野市消防長会の会長で、元・長野市の消防局長でございます池内公雄氏をお招きいたしまして、２０１９年、千曲川が氾濫した際の災害対応の取組などを御自身の経験を交えて講演をいただきました。

シリーズ２として、１１月２９日土曜日にトーク安堵カルチャーセンターで、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を開催いたしました。社会福祉協議会は、災害後のボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターの運営を行うこととなっております。今回の訓練を通じて、その機能と役割を知っていただくことで、平時から災害に備え、各種団体・地域住民の方々とともに防災減災を考える機会になっ

たと考えております。

次に、第34回安堵町産業フェスティバルについてでございます。安堵町の商工業・観光・農業などの事業を営む企業・事業所を一同に集めたイベントである安堵町産業フェスティバルでございますが、昨今の異常気象により農産物の生育が大変不安定な状況であり、農作物の安定的な出品が困難であることから、今年度の開催を見送ることとなりました。

来年度以降につきましては、安堵町農業委員会、安堵町商工会と協力し、改めて開催を検討していきたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に令和8年、来年の新年の行事でございます。1月11日日曜日に、安堵中央公園多目的広場において、安堵町消防出初式を開催させていただきます。また、1月13日火曜日には、トーク安堵カルチャーセンターにおいて、生駒南支部消防出初式が開催される予定となっております。

以上でございます。

教育長（久保茂樹） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。久保教育長。

（久保教育長 登壇）

教育長（久保茂樹） 皆さん、おはようございます。教育委員会所管事務について、9月議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告させていただきます。

まず、町立学校において、2学期の教育課程の執行を進め、12月23日に終業を迎える予定です。翌日12月24日より1月6日までを冬期休業とし、1月7日より3学期の始業を迎えます。この間、安堵中学校では9月26日に体育大会、安堵小学校では11月1日に全校生徒合同による体育学習参観が、いずれも恵まれた秋空の下で開催できました。また、10月9日から1泊2日で6年生が広島方面へ修学旅行を行い、平和について学んできました。

次に、教育委員会が所管している社会教育関係ですが、11月1日から3日にかけて、安堵町民文化祭をトーク安堵カルチャーセンターで開催し、作品展、あんど“ほっと”ステージ、陶芸体験等を実施し、最終日の3日には人権教育講演会も開催させていただきました。

また、社会文化体育の活動機会拡充・充実に向けたジュニアランニング教室及び音楽の広場を11月9日に開催し、翌週からは、こども茶道教室・全5回を指導講師を招聘し、現在も毎週日曜日歴史民俗資料館で実施しております。今週末7日にはハンドボール体験教室を実施予定です。

年明け、令和8年には1月12日二十歳のつどい、1月18日第50回安堵町マラソン大会、歴史民俗資料館におきましては、初釜茶会を開催させていただきます。

また、10月26日に予定しておりました第50回安堵町民体育祭ですが、天候不順により延期させていただいておりましたが、先日の実行委員会において3月29日に実施させていただくことと決定しました。皆様の御理解、御協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

今後におきましても、町立学校の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の報告といたします。

議長（近藤晃一） これで、行政報告を終わります。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第4 議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第1号「安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」でございます。それでは、説明させていただきます。

町村の選挙における立候補環境の改善を図るため、令和2年に公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が町村の選挙に拡大されました。選挙公営とは、選挙に係る立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。本町においても、町の選挙における公費負担を実施するため、新たに本条例を制定するものでございます。

それでは、条例本文1ページをお願いいたします。第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では、選挙運動用自動車について、6万4,500円に当該選挙の立候補の届け出のあった日から、当該選挙の前日までの日数を乗じた金額の範囲内で公費負担することを規定しております。ただし、供託物が公職選挙法第93条第1項の規定により、町に帰属することとならない場合に限ることを規定しています。

第3条では、前条の適用を受ける者は、選挙運動用自動車の使用に關し有償契約を締結し、安堵町選挙管理委員会に届け出ることを規定しております。

次に2ページ、3ページをお願いいたします。第4条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きについて規定しており、第1号では、ハイヤーやタクシーを使用する場合、1日当たり6万4,500円を上限とすること。第2号では、それ以外の選挙運動用自動車の使用で、いわゆるレンタカーの場合は、1日1万6,100円。選挙運動用自動車の燃料代として、1日当たり7,700円を。選挙運動用自動車の運転手の雇用報酬として、1日当たり1万2,500円をそれぞれ条件とすることを規定しております。

次に、第5条では、選挙運動用自動車の使用に係る有償契約と借入契約の両方を契約している場合、選挙運動日に使用した自動車について、いずれの自動車を使用したか候補者が指定する方を契約締結されたものとみなすことを規定しております。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。第6条では、選挙運動用ビラの作成の公費負担について規定しております。選挙運動用ビラの作成の公費負担につきましても、選挙運動用自動車の公費負担と同様に、供託物が町に帰属することとならない場合に限ることを規定しております。

第7条では、前条の適用を受ける者は、選挙運動用ビラの作成事業者と有償契約を締結し、安堵町選挙管理委員会に届け出ることを規定しております。

第8条では、選挙運動用ビラの作成にかかる公費負担額と支払い手続きについて規定しており、選挙運動用ビラの作成について、1枚当たりの作成単価を8円38銭とし、この単価に公職選挙法第142条第1項第7号で規定している、町議会議員選挙

は1,600枚、町長選挙は5,000枚を乗じた額を上限とすることを規定しております。

第9条では、選挙運動用ポスターの作成を公費負担することを規定しています。選挙運動用ポスターの公費負担につきましても、供託物が町に帰属することとならない場合に限ることを規定しております。

第10条では、前条の適用を受ける者は、選挙運動用ポスターの作成事業者と有償契約を締結し、安堵町選挙管理委員会に届け出ることを規定しております。

第11条では、選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担額と支払い手続きについて規定しており、選挙運動用ポスターの作成について、1枚当たりの作成単価を586円88銭とし、この単価にポスター掲示場数の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場数の数で除した金額を1枚当たりの上限とすることを規定しております。

第12条では、本条例の施行に関し必要な事項は、安堵町選挙管理委員会に委任することを規定しております。

なお、この条例は公布の日から施行し、公布以後に告示された選挙について適用することとしております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第1号 安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

安堵町議会議員及び安堵町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

本条例につきまして、御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤晃一) 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(近藤晃一) 起立全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長(近藤晃一) 続きまして、日程第5 議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(増田篤人) はい、議長。

議長(近藤晃一) はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長(増田篤人) 総合政策課 増田でございます。議案第2号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

平成28年以降、改定がなされていない議会議員報酬について、人口減少、高齢化の進展に伴う議員のなり手不足の解消と近年の行政一般職給与改定の推移を踏まえ、町長より特別職報酬等審議会に議会議員の報酬改定について諮問が行われました。この諮問内容について、特別職報酬等審議会で審議された結果、議会議員の報酬を改定す

べきものと答申されたことから、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、資料です。一番最後の新旧対照表をお願いいたします。第2条中「議長月額33万円」を「議長月額36万円」に、「副議長月額28万円」を「副議長月額31万円」に、「議員月額27万円」を「議員月額29万円」に改めるものでございます。

以上でございます。

なお、本条例は令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） 質疑を行います。

質疑は、ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案２号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第６ 議案第３号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第７ 議案第４号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」の二つの議案を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

(増田総合政策課長 登壇)

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。それでは、議案第３号及び議案第４号について説明させていただきます。それでは、議案第３号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

これまで支給のなかった、町長・副町長の地域手当について支給を行うため、本条例の改正を行うものでございます。

資料の一番最後のページ、新旧対照表をお願いいたします。第２条の給与の種類に、地域手当を加えます。第４条の次に第４条の２を加え、地域手当は給与月額を基礎とし、一般職の職員の例により支給する旨規定しております。これにより、第５条の文言を整理いたします。

以上でございます。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、議案第4号でございます。議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」町長・副町長と同様に、これまで支給のなかった、教育長の地域手当について支給を行うため、本条例の改正を行うものでございます。

同様に、一番最後のページの新旧対照表をお願いいたします。第2条第2項に地域手当を加え、同条第3項を第4項とし、文言の整理を行い、第2項の次に新たに第3項を加え、地域手当は給与月額を基礎とし、一般職の職員の例により支給する旨規定しております。

以上でございます。

本条例も、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上2議案について、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、一括質疑を行います。

2議案に関して、質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第3号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 全員起立です。お座りください。

議案3号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 次に、議案第4号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 全員起立です。お座りください。

議案4号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第８ 議案第５号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第５号「安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

本条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）並びに地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和７年政令第２３７号）及び地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和７年省令第８７号）により条ずれが生じたため、改正を行うものでございます。

一番最後のページの、新旧対照表をお願いいたします。第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改めます。第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改めます。

以上でございます。

なお、本条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第３号に掲げる規定の施行日から施行することとします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第５号 安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

なお、改正本文は先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、質疑を行います。

質疑は、ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 全員起立です。お座りください。

議案5号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第9 議案第6号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案件について提案理由の説明を求めます。

教育次長（溝本貴宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。溝本教育次長。

（溝本教育次長 登壇）

教育次長（溝本貴宏） おはようございます。教育委員会事務局 溝本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第6号「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本改正につきましては、今年度、安堵中央公園体育館においてアリーナ空調設備の整備を進めているところでございます。体育館アリーナに新たに空調設備を設置するにあたり、施設附属設備器具使用における空調設備、アリーナの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案書8ページの新旧対照表をお願いいたします。近年、猛暑日の増加により利用者の熱中予防対策といたしまして、7月から9月までを夏季期間といたしまして、空調設備を常時稼働することといたしまして、中段にございます、別表2（第7条関係）使用料におきまして、注書きに新たに「夏期（7月から9月までの期間をいう。）におけるアリーナの使用料は、この表による使用料の額に別表3に規定する空調設備の使用料の額を加算した額とする。夏期以外の期間に空調設備を使用する場合も同様とする。」を加えます。

次に9ページの、別表3（第7条関係）施設附属設備器具使用料に「空調設備 アリーナ全面 町内 1時間につき500円、アリーナ全面 町外 1時間につき750円、アリーナ2分の1 町内 1時間につき250円、アリーナ2分の1 町外 1時間につき400円」を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第6号 安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について

安堵町体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先ほど説明させていただきました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、本案に対しまして、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第10 議案第7号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（西田淳二） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西田子ども家庭推進室課長。

（西田子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（西田淳二） おはようございます。子ども家庭推進室の西田です。よろしく願いいたします。それでは、議案第7号「安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明申し上げます。

令和8年4月1日より「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が全国的に本格実施されるにあたり、同事業を実施する建築物の基準や保育室の面積の基準ほか、

運営に関する基準を定める条例を新規制定するものでございます。

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満が対象で、月10時間の枠内で、時間単位で利用可能な通園制度でございます。

条例の内容につきましては、内閣府令で示されております「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に準じた内容でございます。

資料、議案書の1ページを御覧ください。まず、目次としまして、第1章から第3章及び附則で構成されております。

第1章では、総則といたしまして、この条例の趣旨・目的ほか、乳児等通園支援事業全体に共通する原則及び定義を規定しております。

議案書の7ページを御覧ください。第2章 乳児等通園支援事業では、第1節が、通則としまして、乳児等通園支援事業を行うにあたっての区分を規定しており、一般型乳児等通園支援事業、余裕活用型乳児等通園支援事業の2区分で実施する旨を規定しております。

同じ7ページの一番下以降の、第2節 一般型乳児等通園支援事業及び13ページ以降の第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業では、それぞれの区分においての設備や職員の配置などに係る基準を規定しております。

13ページの、第3章 雑則では、電磁的記録としまして、本事業において作成記録する書面などについて、電算機器による情報処理方法を用いることができる旨を規定しております。

最後に、附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行する旨を規定しております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号 安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

安堵町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） はい。これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっています議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたします。

議長（近藤晃一） 日程第11 議案第8号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

子ども家庭推進室課長（西田淳二） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西田子ども家庭推進室課長。

（西田子ども家庭推進室課長 登壇）

子ども家庭推進室課長（西田淳二） 子ども家庭推進室の西田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第8号「安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の改正及び引用条の修正並びに文言の修正等

を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず一つ目が、地域限定保育士制度の一般制度化でございます。国が定める特別区域に限り、通常年1回の保育士資格取得試験にかかわらず、特例として、その特別区域限定の保育士資格取得試験を実施できる制度がございます。この制度が法改正により、特別区域だけでなく全国の都道府県に対象地域が拡大されるものでございます。

二つ目が、家庭的保育事業者等の利用時健康診断について、免除範囲の拡大でございます。家庭的保育事業者は、保護者が就労などで保育ができない満3歳未満の子どもを3人から5人程度の少人数で、自宅や安全に配慮された保育室で保育する事業者のことで、現在安堵町内で認可を受けている事業所はございません。この家庭的保育事業者等の健康診断を免除できる条件としまして、市町村が実施する母子健康法に基づく乳幼児健診が行われた場合が追加されるものでございます。

そのほか、児童福祉法などの一部改正に伴い、引用条文の修正、その他文言の整理修正を行います。

施行日につきましては、公布の日から施行いたします。

資料は、議案書の1ページを御覧ください。第1条では、安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について定めております。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。10ページの中段でございます。第2条で、安堵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について定めております。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。19ページの中段、第3条で、安堵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について定めております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第8号 安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、只今から質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

1 番（松田 勝） 1 点だけ、お願いをいたします。地域限定保育士制度の一般制度化ということは、言い換えれば、地域限定保育士制度が廃止をされるということではないでしょうか。

子ども家庭推進室課長（西田淳二） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。西田課長。

子ども家庭推進室課長（西田淳二） 自席から失礼します。まず、地域限定保育士制度について御説明させていただきます。国が定める国家戦略特別区域というものがございす。例えば、近畿地方でしたら大阪府、京都府、兵庫県、大阪市。これが国が定める国家戦略特別地域ということなんですけれども、通常年 1 回行われる保育士資格の取得試験ですけれども、その特別区域に限り、特例として年 1 回の保育士資格取得試験を実施できる制度っていうのが、平成 27 年に創設されているということでございす。それに合格すれば、その特別区域内に限り、3 年間は保育職員として業務ができて、3 年が経過した後は、3 年のうち最低 1 年間地域限定保育士として業務を行った者は、4 年目以降は通常の保育士と同様に全国どこでも保育士として業務ができる制度でございす。これが地域限定の保育士制度でございす。

今回の法改正により、奈良県の情報なんですけど、奈良県は令和 8 年度予算に計上して、地域限定保育士制度を活用していく方向で進めていると聞き及んでいます。ですので、廃止とは違って全国に拡大されるということと聞き及んでおります。

以上です。

Ⅰ 番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

Ⅰ 番（松田 勝） ということは、奈良県は元々対象外であったのが、今回対象になるという理解ですね。わかりました。

議長（近藤晃一） はい。他に、ございますか。
あと、質疑ないようですので、討論を行います。
討論は、ありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。
これより、議案第8号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。
議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第12 議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第9号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

内容といたしましては、まほろば環境衛生組合の、まほろば可燃ごみ中継施設が令和7年9月に竣工したことに伴い、安堵町の一般廃棄物等管理事務所が令和7年10月1日より運用を開始しております。現在の安堵町一般廃棄物等管理事務所の運用といたしましては、併設しております安堵町まほろば可燃ごみ中継施設及び広陵町のまほろばリサイクル中継施設へ町が一般廃棄物を運搬するための収集員及び収集車両の拠点として、また、町・県・国の公共工事に伴う刈草ごみ等の搬入の対応等も行っております。

つきましては、まほろば可燃ごみ中継施設への通行車両等の状況を踏まえ、動線等を確認し、一定、安全確保できると判断したため、近隣市町村において実施している、住民等が自ら安堵町一般廃棄物等管理事務所に家庭廃棄物を臨時に搬入、いわゆる持ち込みごみの受け入れをできるようにするため、安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を一部改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。新旧対照表の3ページをお願いいたします。新旧対照表の改正後の第23条で「し尿を除く。」の次に、「以下、この項において同じ。）、又は占有者が自ら町の指示するところに搬入する家庭廃棄物」を追加いたします。

続きまして、別表の改正といたしましては、区分のごみの一番下段になりますけれども「一般家庭から臨時に搬入され、町が処分する家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）」また、処分手数料を「10キログラムにつき150円」を追加いたしまして、またその他、まほろば環境衛生組合の搬入基準に合わせて所要の改正を行います。

次の新旧対照表をお願いいたします。5ページになります。附則の改正でございます。「安堵町一般廃棄物等管理事務所の設置及び管理に関する条例」についてでございますが、完成した現況に即した形に変更をしております。改正内容といたしましては、まず第2条ですけれども、設置でございますが、現行が「一般廃棄物等一時保管」

を改正案といたしましては「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（令和４年安堵町条例第３１号）に規定する家庭廃棄物の積替え」に改めまして、次に表の中の「及びストックヤード」を削ります。

以上でございます。

なお、施行期日につきましては令和８年４月１日からと、させていただきます。

それでは、戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

議案第９号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和７年１２月４日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（近藤晃一） それでは、本案に対しまして質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっています議案第９号は、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第９号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（近藤晃一） 只今、１０時５６分でございます。１１時５分まで、暫時休憩いたします。

休 憩（午前１０時５６分）

再 開（午前１１時０５分）

議長（近藤晃一） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第１３ 議案第１０号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第１０号「令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに歳出でございます。資料１２ページ、１３ページをお願いいたします。

１款 議会費、１項 議会費、１目 議会費で５０万円の増額。

２款 総務費につきましては、１項 総務管理費、１目 一般管理費で２，００３万円の増額。４目 企画費で１，５１５万８，０００円の増額でございます。

次に１４ページ、１５ページをお願いいたします。同款、２項 徴税費、１目 税務総務費で２４８万７，０００円の増額。

同款、３項 戸籍・住民基本台帳費、１目 戸籍・住民基本台帳費で１３５万円の減額。

それぞれ、人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。

次に、３款 民生費につきましては、１項 社会福祉費、１目 社会福祉総務費で、こちらも人件費の補正で６４万円の増額でございます。２目 国民年金事務取扱費は、人件費の補正及び税制改正対応に伴い、国民年金システムの改修が必要になったことから１１６万９，０００円の増額補正でございます。次に１６ページ、１７ページをお願いいたします。３目 老人福祉費は、こちらも人件費の補正で６１万２，０００円の減額。５目 医療対策費は、同じく人件費の補正及び令和６年度の福祉医療費助成事業補助金が確定し、返還が生じたこと。これらを相殺し１１９万５，０００円の減額補正でございます。７目 介護保険事業費で、介護保険特別会計への操出金が増額したことによる補正で３７万５，０００円の増額補正を行います。８目 自立支援給付費は、介護給付費・訓練等給付費のサービス料が増加したことによる補正で２，６００万円の増額補正を行います。１０目 後期高齢者医療費は、令和６年度後期高齢者医療の医療給付費市町村負担金の精算で、増額が確定したことに伴い、後期高齢者広域連合への支払いが生じたことによる補正で１，８９０万８，０００円を増額補正いたします。次に１８ページ、１９ページをお願いいたします。１１目 国民健康保険財政支援費で、国民健康保険特別会計への財政安定化事業費操出金が増額したことによる補正で２０３万３，０００円を増額補正いたします。

続きまして、同款、２項 児童福祉費、２目 児童措置費で３４４万１，０００円の増額。こちらも人件費の補正及び令和６年度出産・子育て応援交付金の額確定並びに令和６年度児童手当等交付金の確定に伴い返還が生じたことによる補正でございます。３目 こども園費は１，００５万９，０００円の減額。こちらは人件費の補正でございます。

次に２０、２１ページをお願いいたします。同款、３項 人権対策費、２目 ふれあい人権センター運営費で３４万２，０００円の増額。３目 総合センター管理運営費で１９０万円の増額。４目 共同浴場管理運営費で１９７万９，０００円の減額。それぞれ人件費の補正でございます。

４款 衛生費、１項 保健衛生費、１目 保健衛生総務費は７５万２，０００円の増額。こちらも人件費の補正でございます。次に２目 予防費で４７１万３，０００円の減額。予防接種法第１５条第１項に基づく、新型コロナウイルス予防接種健康被害の認定について、国の審査で否認となったこと及び令和６年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金の額確定により返還が生じたことによる補正でござい

ます。次に３目 保健衛生費で１７３万円の増額。こちらも人件費の補正でございます。

次に２２ページ、２３ページをお願いいたします。４款 衛生費、２項 清掃費、１目 塵芥処理費で５９万円の増額。

５款 農林水産業費、１項 農業費、２目 農業総務費で５８４万２、０００円の増額。

６款 商工費、１項 商工観光費、２目 観光費で９３万７、０００円の増額。

次に２４ページ、２５ページをお願いいたします。７款 土木費、１項 土木管理費、１目 土木総務費で２３４万６、０００円の減額。

同款、４項 住宅費、３目 地域改善対策事業費で３６３万４、０００円の増額。

８款 消防費、１項 消防費、１目 非常備消防費で３８万４、０００円の増額。

ページめくっていただきまして２６ページ、２７ページをお願いいたします。９款 教育費、１項 教育総務費、１目 教育委員会費で３３万円の減額。２目 事務局費で２９４万１、０００円の減額。４目 トーク安堵カルチャーセンター管理費で８９万５、０００円の減額。またページめくっていただきまして２８ページ、２９ページをお願いいたします。５目 部活動指導員配置促進事業費で４万５、０００円の増額。

同款、３項 中学校費、１目 学校管理費で６５万１、０００円の増額。

同款、５項 社会教育費、１目 社会教育総務費で３６３万７、０００円減額。

以上、一括して説明した科目につきましては人件費の補正でございます。

次に下段です。同款、同項、２目 文化財保護費で３５万円の増額。焼損した中家住宅の復旧について、仮設道路建設等の計画変更が生じ、町が負担する補助金が増額したための補正でございます。次に、ページをめくっていただきまして３０、３１ページをお願いいたします。３目 歴史民俗資料館管理運営費で１９６万７、０００円の減額。４目 図書室管理費で３２万８、０００円の増額。

同款、６項 保健体育費、１目 保健体育総務費で１、１２２万６、０００円の減額。２目 体育施設管理費で３０８万２、０００円の減額。次に、ページめくっていただきまして３２、３３ページをお願いいたします。３目 学校給食センター費で１７万円の増額。それぞれ人件費の補正でございます。

歳出、最後１２款 諸支出金、１項 基金費、１目 財政調整基金費で１０８万８、０００円の増額。２目 減債基金費で５０万９、０００円の増額。３目 公営住宅管理運営基金費で２４万１、０００円の増額。５目 森林環境保全基金費で７、０００

円の増額。６目 教育・文化振興基金費で８万３，０００円の増額。７目 公共施設等基金費で１８万７，０００円の増額。それぞれ当初想定以上の金利上昇に伴う基金利息の積立金に不足が生じるための補正でございます。

次に、歳入でございます。１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１４款 国庫支出金、１項 国庫負担金、１目 民生費国庫負担金につきましては、民生費の歳出補正、自立支援給付費に対する国庫の財源として１，３００万円の増額補正。２目 衛生費国庫負担金につきましては、衛生費の歳出補正、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の減額のため、国庫負担を同額の６１９万４，０００円の減額補正を行うものです。

１５款 県支出金、１項 県負担金、１目 民生費負担金につきましては、民生費の歳出補正、自立支援給付費に対する県費の財源として６５０万円の増額補正でございます。

１６款 財産収入、１項 財産運用収入、１目 基金運用収入につきましては、諸支出金の歳出補正金利上昇に伴う基金利息の積立に係る歳入として、同額の２１１万５，０００円を補正するものでございます。

最後、１８款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金３，４８４万８，０００円及び教育費の歳出補正、文化財保護補助金の財源として、教育・文化振興基金からの繰入金で３５万円の増額補正となります。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第１０号 令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）を別紙のとおり提出する。

令和７年１２月４日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の２ページをお願いいたします。

議案第１０号 令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）

令和７年度安堵町一般会計補正予算（補正第６号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，０６１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４５億９，４４６万６，０００円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

3ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。1

4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、補正前の額2億5,579万5,000円、補正額680万6,000円、計2億6,260万1,000円。

15款 県支出金、1項 県負担金、補正前の額1億2,672万4,000円、補正額650万円、計1億3,322万4,000円。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、補正前の額59万9,000円、補正額211万5,000円、計271万4,000円。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、補正前の額3億5,032万7,000円、補正額3,519万8,000円、計3億8,552万5,000円。

歳入合計。補正前の額45億4,384万7,000円、補正額5,061万9,000円、計45億9,446万6,000円でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。歳出でございます。1款 議会費、1項 議会費、補正前の額7,456万4,000円、補正額50万円、計7,506万4,000円。

2款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額5億7,731万5,000円、補正額3,518万8,000円、計6億1,250万3,000円。

同款、2項 徴税費、補正前の額9,454万8,000円、補正額248万7,000円、計9,703万5,000円。

同款、3項 戸籍・住民基本台帳費、補正前の額5,812万円、補正額マイナス135万円、計5,677万円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額8億2,274万7,000円、補正額4,181万8,000円、計8億6,456万5,000円。

同款、2項 児童福祉費、補正前の額5億8,068万1,000円、補正額マイナス661万8,000円、計5億7,406万3,000円。

同款、3項 人権対策費、補正前の額4,467万6,000円、補正額26万3,000円、計4,493万9,000円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、補正前の額1億3,078万2,000円、補正額マイナス223万1,000円、計1億2,855万1,000円。

同款、2項 清掃費、補正前の額4億4,468万3,000円、補正額59万円、

計4億4,527万3,000円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、補正前の額4,684万9,000円、補正額584万2,000円、計5,269万1,000円。

6款 商工費、1項 商工観光費、補正前の額3,639万4,000円、補正額93万7,000円、計3,733万1,000円。

7款 土木費、1項 土木管理費、補正前の額9,399万7,000円、補正額マイナス234万6,000円、計9,165万1,000円。

同款、4項 住宅費、補正前の額5,700万円、補正額363万4,000円、計6,063万4,000円。

8款 消防費、1項 消防費、補正前の額1億8,144万9,000円、補正額38万4,000円、計1億8,183万3,000円。

9款 教育費、1項 教育総務費、補正前の額1億9,135万4,000円、補正額マイナス1,218万1,000円、計1億7,917万3,000円。

同款、3項 中学校費、補正前の額3,318万6,000円、補正額65万1,000円、計3,383万7,000円。

同款、5項 社会教育費、補正前の額5,704万6,000円、補正額マイナス492万6,000円、計5,212万円。

5ページをお願いいたします。同款、6項 保健体育費、補正前の額2億8,692万9,000円、補正額マイナス1,413万8,000円、計2億7,279万1,000円。

12款 諸支出金、1項 基金費、補正前の額1億1,742万5,000円、補正額211万5,000円、計1億1,954万円。

歳出合計。補正前の額45億4,384万7,000円、補正額5,061万9,000円、計45億9,446万6,000円。

以上でございます。

6ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） それでは、これより質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっています議案第１０号は、総務産業建設常任委員会に付託したい
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長（近藤晃一） 日程第１４ 議案第１１号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補
正予算（補正第２号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第１１
号「令和７年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第２号）について」を御
説明させていただきます。

本補正につきましては、財政安定化支援事業として、市町村の国保財政の安定化、保
険税負担の平準化等に資するため、国民健康保険特別会計に一般会計から繰り入れを
しております。市町村が繰り入れすべき額であります、県への納める国民健康保険事
業費納付金が確定し、当初予算よりも２０３万３，０００円の増額となるため、補正

予算を計上するものでございます。

それでは、詳細につきましては、補正予算書により御説明させていただきます。補正予算書10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出です。3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分、1目 一般被保険者医療給付費分で203万3,000円の増額です。この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入です。4款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金203万3,000円の増額です。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第11号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第11号 令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

令和7年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203万3,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,260万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

次の、3ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入。4款 繰入金、1項 他会計繰入金、補正前の額は7,007万2,000円、補正額203万3,000円、計7,210万5,000円。

歳入合計が、補正前の額9億9,056万9,000円、補正額203万3,000円、計9億9,260万2,000円。

次のページ、4ページをお願いします。

次に、歳出です。3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分、補正前の額が1億3,238万1,000円、補正額203万3,000円、計1億3,441万4,000円。

歳出合計。補正前の額が9億9,056万9,000円、補正額203万3,000円、計9億9,260万2,000円です。

次のページ以降につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決のほどよろしくお願いします。

議長（近藤晃一） それでは、只今から質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第１５ 議案第１２号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第２号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第１２号「令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第２号）について」それでは、説明させていただきます。

本補正につきましては、要支援の認定者及び事業対象者のサービスの利用の増加により、介護予防・生活支援サービス事業費が不足するための補正を行います。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書の１２ページをお願いいたします。

歳出の部。３款 地域支援事業費、１項 介護予防・生活支援サービス事業費、１目 介護予防・生活支援サービス事業費で３００万の増額補正でございます。その財源といたしまして、戻っていただき８ページをお願いいたします。

歳入の部。１款 保険料、１項 介護保険料、１目 第１号被保険者保険料で７５万円の増額補正です。

３款 国庫支出金、２項 国庫補助金、２目 地域支援事業費交付金（予防・支援総合事業）で６９万円の増額補正です。

４款 支払基金交付金、１項 支払基金交付金、２目 地域支援事業交付金で８１万円の増額補正です。

次に、１０ページをお願いいたします。５款 県支出金、２項 県補助金、１目 地域支援事業交付金（予防・支援総合事業）で３７万５，０００円の増額補正です。

次に、７款 繰入金、１項 一般会計繰入金、２目 地域支援事業繰入金（予防・支援総合事業）で３７万５，０００円の増額補正です。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第１２号 令和７年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正

第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定に基づき、令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第12号 令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)

令和7年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,376万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。1款 保険料、1項 介護保険料、補正前の額は2億1,177万1,000円、補正額が75万円、計2億1,252万1,000円。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額は4,455万5,000円、補正額が69万円、計4,524万5,000円。

4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、補正前の額は2億3,535万3,000円、補正額は81万円、計2億3,616万3,000円。

5款 県支出金、2項 県補助金、補正前の額は980万円、補正額は37万5,000円、計1,017万5,000円。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億4,016万5,000円、補正額37万5,000円、計1億4,054万円。

歳入の合計は、補正前の額が9億4,076万4,000円、補正額が300万円、計9億4,376万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。3款 地域支援事業費、1項 介護予防・生活支援サービス事業費、補正前の額は1,902万3,000円、補正額が300万円、計2,202万3,000円。

0円。

歳出の合計。補正前の額は9億4,076万4,000円、補正額は300万円、計9億4,376万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（近藤晃一） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続いて、日程第16 議案第13号「天理市、山添村、川西町、三宅町

及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 住民課の吉田です。よろしくお願いします。それでは、議案第13号「天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約について」を御説明させていただきます。

現在、安堵町のし尿処理の処分につきましては、町単独で町外の処理施設への運搬・搬入業務を民間業者に委託し、最終処分しております。

今後のし尿処理設備の老朽化による維持管理の必要性、また、効率的な業務運営等を踏まえ、広域とするのが望ましいと判断したため、令和6年秋頃から関係市町村代表であります天理市と協議を進め、先般、令和7年9月に来年度、令和8年4月1日からの参加につきまして、天理市に正式に依頼を終えました。

令和8年4月1日から、天理市環境クリーンセンターへの搬入及び処理に変更することに伴い、地方自治法第252条の14に基づく関係市町村との協議を行いました。この協議による規約を変更するには、構成市町村であります天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、安堵町の議決が必要であるため、今回、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理業務委託に関する規約の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。新旧対照表の2ページをお願いします。現行が右側になります。

まず表題につきまして、現行が「及び田原本町」となっているのを「田原本町」の次に「安堵町」を追加いたします。

次に、目的といたしましても「田原本町」の次に「安堵町」を追加します。

次に、第2条 委託事務の範囲等でございますけれども、こちらも「及び田原本町」の次に「安堵町」を追加いたします。

次の３ページをお願いします。第２条３号中につきましても「田原本町」の次に「安堵町」を追加いたします。

以上です。

なお、施行日につきましては令和８年４月１日からとさせていただきます。

それでは、戻っていただきまして議案書を朗読させていただきます。

議案第１３号 天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第２項の規定により、天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を次のとおり変更したいので、同条第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により議会の議決を求める。

令和７年１２月４日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いします。

議長（近藤晃一） それでは、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、議案第１３号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第１７ 発議第１号「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

９番（森田 瞳） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。森田瞳議員。

（森田瞳議員 登壇）

９番（森田 瞳） 提案理由の説明を行います。発議第１号「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

安堵町の議会は、直面している本町議員のなり手不足に対応するため、議員報酬、選挙運動の公費負担、議員の定数の見直しの、この３点セットに全員協議会で検討を重ねてまいりました。

議員のなり手不足については、全国の町村議会の状況として、令和５年４月までの４年間に於いて、全国９２６町村のうち４分の１を超える２５４町村が無投票となっており、そのうち３１町村が定数割れという極めて厳しい状況にあります。また、次の４年間では、全体の３分の１を超える町村議会議員選挙が無投票になる可能性があるとの指摘も、なされております。

令和５年執行の本町議会議員選挙においても、条例定数に対して同数の立候補者のまま無投票となり、議員のなり手不足を露呈することとなりました。こうした事態を受け、今後、町議会議員選挙における無投票や定員割れという、全国的にも厳しい状況を防がなければなりません。

また、平成２８年に議員定数を「１０人」から「９人」に改めた時の本町人口は、平成２８年１１月１日現在で７，５６９人、本年１１月１日現在の本町人口は６，

892人と減少しております。人口減少を極めて憂慮すべき事態と受け止めていますが、議員一人当たりの人口は西和7町で比較すると、本町が最も少なく765人、他6町の平均が約1,760人となっており、持続的な地域民主主義を実現する面においても十分可能な人数と考えます。

以上の理由から、安堵町議会議員の定数を現行の9人から1人減員し、今後、議員各々がその役割をより一層効率的に責任を持って果たしていくよう努力すべきであると考え、当該条例の改正を行う発議をいたします。

それでは、新旧対照表を御覧ください。本則中の「9人」を「8人」に改めます。

なお、施行期日を公布の日からとし、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用といたします。

では、議案書を朗読いたします。

発議第1号 安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について

安堵町議会の議員の定数条例（昭和41年安堵村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、提出者 安堵町議会議員 森田瞳

賛成者 安堵町議会議員 近藤晃一、山岡敏、浅野勉、
松田勝、森田裕康、福井保夫、増井敬史

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

議員同志の御審議、御可決のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上。

議長（近藤晃一） ありがとうございます。これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） この場からでよろしいですか。

議長（近藤晃一） どうぞこちらへ。

原案に反対の発言を許可いたします。

（上林議員 登壇）

6 番（上林勝美） 議席番号 6 番 上林です。私は、議員発議第 1 号「安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について」反対する討論を行います。

議員定数の問題は、地方政治における民主主義の根本問題、基本問題だと改めて申し上げたいと思います。国の議院内閣制とは大きく異なり、首長と議会の議員双方を住民の直接選挙で選ぶ二元代表制を採っており、それぞれ独自の権限と役割を持っています。

地方議会は、住民の声を代弁し、住民の意思を町政に反映させるパイプ役としての役割と同時に、行政の長をはじめとする執行機関のチェック役として、その独断と暴走を防ぐという重要な役割を併せ持っています。

こうした役割を担う議員数を一定程度確保することは、住民自治の発揮のためにも必要であることは言うまでもありません。小さな町とはいえ、約 6, 900 人の人々が暮らす本町の果たすべき役割は、今後ともますます強くなりこそすれ、いささかも弱まるものではありません。今回の定数削減は、議会制民主主義の重大な後退を招くとともに、町民と町政を繋ぐパイプを細めるものに他なりません。

全国都道府県議長会の下に作られた都道府県議会制度研究会は、報告の中で、議員の定数について、議会は地域における政治の機関であり行政体制の一部ではない。従って、議員定数の問題は、単に行政の簡素合理化と同じ観点からのみ論ずる問題ではない。議員定数は、議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであり、議会の役割がますます重要になっている現状においては、単純な定数の一律削減は適当ではない。また、競って定数削減を行うことは、地域における少数意見を排除することになりかねない点にも留意すべきであると警鐘を鳴らしています。

安堵町議会の議員数は２００３年１４名であったものから、２０１９年に９名へと、かなりのペースで減ってきました。現在の議員数が類似団体と比べても、決して多すぎることはありません。

以上の理由から、この議案は反対すべきものと判断いたします。

以上です。

議長（近藤晃一） はい。それでは次に、賛成討論は、ありませんか。

１番（松田 勝） はい、議長。

議長（近藤晃一） はい。松田議員。

賛成討論を許可いたします。

（松田議員 登壇）

１番（松田 勝） 議席番号１番 松田でございます。只今、提案のありました安堵町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、第１点目ではありますが、今回の発議を提案するにあたり、２回にわたる全員協議会において、議員報酬・選挙運動の公費負担・議員の定数の見直しの３点セットで議論を重ねてきたところであります。全員協議会での結論を踏まえるならば、当然賛成すべきと考えます。

２点目は、安堵町における人口減の問題です。人口と議員数の関係を規定するものはございませんが、現在の人口を考えるならば、他町と比較して議員定数１名減は妥当なものと考えます。

次、３点目ですが、民意が反映できるか否かの問題です。提案理由の説明でもありますように、議員一人あたりの人口を考慮すると、議員個々の研鑽と努力により、民意の反映は十分と考えております。

以上３点の理由により、本提案については賛成をいたします。

以上です。

議長（近藤晃一） これで、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（近藤晃一） 起立多数です。お座りください。

発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 続きまして、日程第18 発議第2号「新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査と医療体制の整備を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増井議員。

(増井議員 登壇)

8番（増井敬史） 議席番号8番 増井敬史です。「新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査と医療体制の整備を求める意見書」について。

新型コロナワクチンの接種が開始されてから4年が経過した現在も、接種後の長期的な体調不良を訴える患者が多数存在します。これらの健康被害は十分に実態調査がなされておらず、医療機関による副反応疑いの報告も未実施が相次ぎ、その実態は拾い上げられていません。

また、唯一の救済制度である「予防接種健康被害救済制度」は、申請や審査にも長期間を要するだけでなく、医療機関による書類の開示拒否、書類費用の高額請求といった報告も上がっております。認定基準や審査内容も不透明であり、理由の不明確な不認定も近年多発しています。

国は新型コロナワクチン接種を推奨してきた責任があります。速やかに被害の実態

を調査し、被害者が安心して医療を受けられる体制を整え、迅速かつ公平な救済がなされる取組を早急に実施すべきと考え、要望いたします。

以上の理由により、別紙意見書を提出いたします。

以上です。

ちなみに11月28日に、奈良県知事と奈良県議会議長に同様の要望書を提出しております。

以上です。

議長（近藤晃一） それでは、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤晃一） 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（近藤晃一） 起立全員です。お座りください。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（近藤晃一） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は12月5日、明日午前10時開会です。一般質問を予定しております。
本日は、これで散会いたします。
お疲れ様でした。

散 会
午後 0時00分
